

畑作物共済単位当たり共済金額

共済目的の種類	方式	区分	1キログラム当たり共済金額の範囲（円）									
大豆	全相殺 半相殺 一筆	1類	135	122	108	95	81					
			大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、									
			298	268	238	209	179	135	122	108	95	81
			種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、									
			382	344	306	267	229					
	地域インデックス	6類 7類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	135	122	108	95	81				
			大豆について、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、									
			298	268	238	209	179	135	122	108	95	81
			種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、									
			382	344	306	267	229					
そば	全相殺	2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	492	443	394	344	295				
			乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆									
	地域インデックス	3類 4類	203	183	162	142	122					
			そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、									
			495	446	396	347	297	203	183	162	142	122
			夏そば									
			207	186	166	145	124					
			夏そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、									
			499	449	399	349	299	207	186	166	145	124
			秋そば									
203	183	162	142	122								
秋そばについて、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、												
495	446	396	347	297	203	183	162	142	122			